

平成 29 年 10 月 17 日

「改正・特定商取引法のポイント（連鎖販売取引）」のご案内

公益社団法人日本訪問販売協会

当協会では、『改正・特定商取引法 10 のポイント～訪問販売～』に続き、『改正・特定商取引法のポイント（連鎖販売取引）』を作成いたしました。

本資料のご要望は下票によりお申込みください。

本資料は特定商取引法の連鎖販売取引に係る規制の改正について、主なポイントをまとめた内容となっています。

数に限りがあるため、本資料の無料配布は1社につき300枚を上限とさせていただきます。

300枚を超える枚数をご希望の場合は、“1枚20円（日本訪問販売協会の会員は10円）＋送料”で100枚からご注文を承ります。

当協会の公式WEBサイト（<http://www.jdsa.or.jp>）でも公開していますので、必要に応じてプリントアウト等してご利用ください。

改正・特定商取引法のポイント
（連鎖販売取引）

平成29年9月3日に公布された「改正・特定商取引法」は平成29年12月1日より施行です！
ここでは連鎖販売取引の規制について、主な改正のポイントを簡単にまとめています。詳しくは法令を参照してください！

Point ① 勧誘禁止命令の期間延長（法38条）

勧誘禁止命令の期間が従来1年から2年に延長されました。

1年 → 2年 **STOP**

Point ② 返金と返入をつくり返戻金を行う事業者への制限（法39条の2、第41条の2）

勧誘禁止命令された事業者が役員（取締役）やこれと同等の支配力があると認められる者等にに対し、勧誘禁止命令の期間は、新たに返金を徴収する等して、禁止の期間中の勧誘を勧奨することや禁止できなくなるようになりました。

Point ③ 勧誘の強化（法70条・71条・74条）

「不案内性」、「成約強制」等、従来34条の禁止行為違反は全て2年以下の懲役・5万円以下の罰金に限りまし、また、返入に関する勧誘の「返入」が禁止されました。この他にも勧誘禁止命令違反に関する罰則が平成29年9月1日より強化されています。

Point ④ 相手方の顔に反して勧誘活動等に行き行為の禁止（第41条）

勧誘の相手方の同意や承諾の意思について適切な判断がなされず、顔に反して勧誘活動等を行って行くことや、個人情報を取得するために顔を見せざるを得ない勧誘等を行う行為が、勧誘禁止命令等の対象になりました。

A4サイズ 1枚 両面印刷

【問合せ先】（公社）日本訪問販売協会 TEL：03-3357-6531 / FAX：03-3357-6585

改正・特定商取引法のポイント（連鎖販売取引）

申込み連絡票

平成 年 月 日

希望枚数： 100枚 ・ 200枚 ・ 300枚 ※希望枚数に○を付けてください。

貴社名： _____

ご担当者名： _____

部署等： _____

ご住所：（〒 _____ ） _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

※必要事項をご記入のうえ、本紙をそのまま FAX（03-3357-6585）してください。数に限りがあるため、無料配布は300枚を上限とさせていただきます。

※ご記入いただいた情報は本資料の送付及び各種ご案内の送付に使用させていただきます。